



# 埼玉県緊急輸送道路の一覧表

種別④：第1次特定緊急輸送道路 直国：国交省管理国道 高速：高速道路  
 種別1：第1次緊急輸送道路 補国：県及び政令市管理国道 主要：主要地方道  
 種別2：第2次緊急輸送道路 一般：一般県道 有料：有料道路  
 市町村：市町村道

R2.8改定  
 県土整備部道路環境課

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
<b>第1次特定緊急輸送道路（他機関管理）</b>					
1	①	国交省	直国	国道4号	草加市谷塚町（都境）～久喜市栗橋（茨城県境）
2	①	国交省	直国	国道4号バイパス	越谷市下間久里～幸手市上宇和田（茨城県境）
3	①	国交省	直国	国道16号	入間市二本木（都境）～春日部市西金野井（千葉県境）
4	①	国交省	直国	国道17号	戸田市川岸（都境）～鴻巣市箕田
5	①	国交省	直国	国道17号	熊谷市本石～熊谷市石原（407号との交差点）
6	①	国交省	直国	国道17号	深谷市西田～上里町（群馬県境）
7	①	国交省	直国	国道17号新大宮バイパス	和光市下新倉（都境）～さいたま市大宮区宮前町（16号との交差）
8	①	国交省	直国	国道17号熊谷バイパス	鴻巣市箕田～熊谷市代
9	①	国交省	直国	国道17号深谷バイパス	熊谷市代～深谷市西田
10	①	国交省	直国	国道17号上武道路	熊谷市西別府～深谷市高島（群馬県境）
11	①	国交省	直国	国道17号上尾道路	さいたま市西区宮前町（16号との交差）～北本市石戸宿（圏央道との交差）
12	①	東日本高速	高速	東北自動車道	川口JCT～羽生市下村君（群馬県境）
13	①	東日本高速	高速	関越自動車道	新座市片山（都境）～上里町五明（群馬県境）
14	①	東日本高速	高速	常磐自動車道	三郷JCT・IC～吉川市三輪野江（千葉県境）
15	①	首都高速	高速	首都高速6号三郷線	八潮市浮島（都境）～三郷JCT・IC
16	①	首都高速	高速	首都高速川口線	川口市東領家（都境）～川口JCT
17	①	首都高速	高速	首都高速5号池袋線	和光市下新倉（都境）～美女木JCT
18	①	首都高速	高速	首都高速埼玉大宮線	美女木JCT～与野IC
19	①	首都高速	高速	首都高速埼玉新都心線	与野IC～さいたま見沼IC
20	①	東日本高速	高速	東京外環自動車道	和光市南（東京都境）～三郷南IC
21	①	東日本高速	高速	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）
22	①	国交省	直国	国道298号	和光市新倉～三郷市高州（東京都境）
23	①	さいたま市	補国	国道122号	川口市差間（さいたま市境）～さいたま市岩槻区加倉（122号BPとの交差点）
24	①	さいたま市	補国	国道122号バイパス	さいたま市岩槻区加倉（122号との交差点）～蓮田市馬込（さいたま市境）
25	①	さいたま市	補国	国道463号	さいたま市浦和区常盤（17号との交差点）～志木市上宗岡（さいたま市境）
26	①	さいたま市	補国	国道463号バイパス	さいたま市緑区芝原3丁目（有料道路起点）～さいたま市浦和区常盤（17号との交差点）
27	①	さいたま市	補国	国道463号バイパス	越谷市小曾川（さいたま市境）～さいたま市緑区大崎（有料道路終点）
28	①	道路公社	有料	皆野寄居有料道路西関東連絡道路	寄居町風布（皆野寄居有料道路起点）～皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点）
29	①	道路公社	有料	新見沼大橋有料道路	さいたま市緑区芝原3丁目（有料道路起点）～さいたま市緑区大崎（有料道路終点）
				18路線（一次特定）	29区間

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
<b>第1次特定緊急輸送道路（埼玉県管理）</b>					
30	①	埼玉県	補国	国道122号	川口市舟戸町（都境）～川口市差間（さいたま市境）
31	①	埼玉県	補国	国道122号バイパス	蓮田市馬込（さいたま市境）～蓮田市東（122号との交差点）
32	①	埼玉県	補国	国道122号	蓮田市東（122号との交差点）～羽生市上新郷（群馬県境）
33	①	埼玉県	補国	国道462号	本庄市児玉町吉田林（254号との交差点）～本庄市山王堂（群馬県境）
34	①	埼玉県	補国	国道125号	久喜市栗橋（4号との交差点）～久喜市高柳（さいたま栗橋線との交差点）
35	①	埼玉県	補国	国道125号	加須市北小浜（125号との交差点）～羽生市下川崎（122号との交差点）
36	①	埼玉県	補国	国道125号	羽生市須影（122号との交差点）～熊谷市上之（17号熊谷バイパスとの交差点）
37	①	埼玉県	補国	国道125号	久喜市高柳（国道125号との交差点）～加須市北小浜（国道125号との交差点）
38	①	埼玉県	補国	国道140号	熊谷市石原（17号との交差点）～寄居町末野（バイパス分岐点）
39	①	埼玉県	補国	国道140号バイパス	寄居町末野（バイパス分岐点）～寄居町風布（皆野寄居有料道路起点）
40	①	埼玉県	補国	国道140号	皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点）～雁坂トンネル（山梨県境）
41	①	埼玉県	補国	国道140号皆野秩父バイパス	皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点）～秩父市上蒔田（299号との交差点）
42	①	埼玉県	補国	国道254号	和光市白子（都境）～富士見市下南畑（463号との交差点）
43	①	埼玉県	補国	国道254号バイパス	富士見市下南畑（463号との交差点）～川越市小仙波（16号との交差点）
44	①	埼玉県	補国	国道254号	川越市小仙波（16号との交差点）～神川町肥土（群馬県境）
45	①	埼玉県	補国	国道299号	小鹿野町飯田（皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（299号との交差点）
46	①	埼玉県	補国	国道299号バイパス	飯能市中山（299号との交差点）～入間市小谷田（16号との交差点）
47	①	埼玉県	補国	国道299号	狭山市根岸（407号との交差点）～入間市河原町（16号との交差点）
48	①	埼玉県	補国	国道354号	加須市柳生（群馬県境）～加須市柏戸（加須北川辺線との交差点）
49	①	埼玉県	補国	国道354号	加須市柏戸（加須北川辺線との交差点）～加須市向古河（茨城県境）
50	①	埼玉県	補国	国道407号	東松山下野本（254号との交差点）～狭山市根岸（299号との交差点）
51	①	埼玉県	補国	国道407号	熊谷市妻沼（群馬県境）～東松山市柏崎（254号との交差点）
52	①	埼玉県	補国	国道463号バイパス	越谷市南荻島（4号との交差点）～越谷市小曾川（さいたま市境）
53	①	埼玉県	補国	国道463号	志木市上宗岡（さいたま市境）～富士見市下南畑（254号BPとの交差点）
54	①	埼玉県	補国	国道463号	新座市中野（英IC）～所沢市上新井（463号BPとの交差点）
55	①	埼玉県	補国	国道463号バイパス	所沢市上新井（463号との交差点）～入間市小谷田（16号との交差点）
56	①	埼玉県	主要	さいたま栗橋線	上尾市原市（16号との交差点）～久喜市高柳（125号との交差点）
57	①	埼玉県	主要	東松山鴻巣線	東松山市柏崎（254号との交差点）～東松山市新宿町（407号との交差点）
58	①	埼玉県	主要	練馬川口線	和光市白子（都境）～和光市白子（都境）
59	①	埼玉県	一般	足立川口線	川口市江戸袋（都境）～川口市西新宿（122号との交差点）
				13路線（一次特定）	30区間

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
<b>第1次緊急輸送道路（他機関管理）</b>					
60	1	国交省	直国	国道4号（東埼玉道路/側道）	八潮市八条（298号との交差点）～越谷市大成町（越谷流山線との交差点）
61	1	国交省	直国	国道17号	鴻巣市箕田～熊谷市本石（407号との交差点）
62	1	国交省	直国	国道17号	熊谷市石原（407号との交差点）～深谷市西田（17号深谷BPとの交差点）
63	1	国交省	直国	国道17号熊谷バイパス	熊谷市代～熊谷市久保島（17号との交差点）
64	1	さいたま市	補国	国道463号	さいたま市浦和区仲町（さいたま幸手線との交差点）～さいたま市浦和区高砂（17号との交差点）
65	1	さいたま市	主要	さいたま川口線	さいたま市見沼区大和田（さいたま春日部線との交差点）～川口市柳崎（さいたま市境）
66	1	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔（さいたま幸手線との交差点～16号との交差点）
67	1	さいたま市	主要	さいたま菖蒲線	さいたま市見沼区大和田（さいたま春日部線との交差点）～上尾市原市（さいたま市境）
68	1	さいたま市	主要	川口上尾線	川口市芝（さいたま市境）～上尾市日の出（さいたま市境）
69	1	さいたま市	主要	さいたま東村山線	さいたま市浦和区高砂（17号との交差点）～さいたま市桜区田島（17号新大宮バイパスとの交差点）
70	1	さいたま市	主要	さいたま幸手線	さいたま市浦和区仲町（463号との交差点）～さいたま市見沼区宮ヶ谷塔（さいたま春日部線との交差点）
71	1	さいたま市	一般	上野さいたま線	さいたま市北区榎引町（市道との交差点）～さいたま市大宮区大成町（17号との交差点）
72	1	さいたま市	市町村	30122号線	さいたま市北区榎引町（市道との交差点）～さいたま市北区榎引町（上野さいたま線との交差点）
73	1	さいたま市	市町村	30925号線	さいたま市西区三橋（17号大宮BPとの交差点）～さいたま市北区日進町1丁目（市道との交差点）
74	1	さいたま市	市町村	32546号線	さいたま市北区日進町1丁目（市道との交差点）～さいたま市北区榎引町
75	1	川口市	市町村	幹線76号	川口市栄町（川口停車場線との交差点）～川口市幸町（川口上尾線との交差点）
76	1	川島町	市町村	1-19号線	川島町伊草（254号との交差点）～川島町角泉（平沼中老袋線との交差点）
77	1	深谷市	市町村	幹2	深谷市幡羅町（深谷東松山線との交差点）～深谷市幡羅町（17号との交差点）
78	1	道路公社	有料	狭山環状有料道路	狭山市狭山（狭山環状道路起点）～狭山市上奥富（16号との交差点）
				17路線（一次）	19区間

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
<b>第1次緊急輸送道路（埼玉県管理）</b>					
79	1	埼玉県	一般	熊谷羽生線	熊谷市佐谷田（17号との交差点）～行田市持田（持田IC）
80	1	埼玉県	補国	国道140号	寄居町末野（バイパス分岐点）～皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点）
81	1	埼玉県	補国	国道254号	新座市中野（英IC）～川越市新宿町（16号との交差点）
82	1	埼玉県	補国	国道254号	小川町小川（熊谷小川秩父線との交差点）～寄居町富田（254号バイパスとの交差点）
83	1	埼玉県	一般	小前田児玉線	本庄市児玉町児玉（254号との交差点）～本庄市児玉町児玉（462号との交差点）
84	1	埼玉県	補国	国道462号	神川町新宿（上里鬼石線との交差点）～本庄市児玉町吉田林（254号との交差点）
85	1	埼玉県	主要	さいたま川口線	川口市柳崎（さいたま市境）～川口市道合（298号との交差点）
86	1	埼玉県	主要	東京所沢線	所沢市北秋津（都境）～所沢市金山町（463号との交差点）
87	1	埼玉県	主要	さいたま菫蒲線	上尾市原市（さいたま市境）～上尾市原市（16号との交差点）
88	1	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	熊谷市村岡（407号との交差点）～熊谷市小江川（深谷東松山線との交差点）
89	1	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	小川町小川（254号との交差点）～小川町青山（飯能寄居線との交差点）
90	1	埼玉県	主要	川越栗橋線	川越市宮元町（254号との交差点）～久喜市西大輪（さいたま栗橋線との交差点）
91	1	埼玉県	主要	川越日高線	川越市小仙波（254号との交差点）～日高市久保（299号との交差点）
92	1	埼玉県	主要	越谷野田線	越谷市大沢（足立越谷線との交差点）～松伏町金杉（千葉県境）
93	1	埼玉県	主要	三郷松伏線	三郷市三郷（草加流山線との交差点）～三郷市早稲田（越谷流山線との交差点）
94	1	埼玉県	主要	東松山鴻巣線	東松山市新宿町（407号との交差点）～鴻巣市天神（17号との交差点）
95	1	埼玉県	主要	草加流山線	草加市栄町（足立越谷線との交差点）～三郷市早稲田（千葉県境）
96	1	埼玉県	主要	飯能寄居線	飯能市双柳（299号との交差点）～毛呂山町毛呂本郷（川越坂戸毛呂山線との交差点）
97	1	埼玉県	主要	飯能寄居線	毛呂山町葛貫（飯能寄居線との交差点）～越生町成瀬
98	1	埼玉県	主要	飯能寄居線	越生町成瀬～小川町青山（熊谷小川秩父線との交差点）
99	1	埼玉県	主要	本庄寄居線	本庄市東台（17号との交差点）～美里町猪俣（254号との交差点）
100	1	埼玉県	主要	鴻巣羽生線	羽生市砂山（125号との交差点）～羽生市小松台（122号との交差点）
101	1	埼玉県	主要	さいたま草加線	草加市花栗（4号との交差点）～草加市栄町（足立越谷線との交差点）
102	1	埼玉県	主要	さいたま草加線	川口市道合（298号との交差点）～川口市赤井（台東川口線との交差点）
103	1	埼玉県	主要	川口上尾線	川口市幸町（川口市道との交差点）～川口市芝（さいたま市境）
104	1	埼玉県	主要	川口上尾線	上尾市日の出（さいたま市境）～上尾市日の出（17号との交差点）
105	1	埼玉県	主要	川越坂戸毛呂山線	毛呂山町毛呂本郷（飯能寄居線との交差点）～毛呂山町岩井（飯能寄居線との交差点）
106	1	埼玉県	主要	さいたま東村山線	新座市野火止（254号との交差点）～新座市あたご（都境）
107	1	埼玉県	主要	深谷東松山線	滑川町福田（ときがわ熊谷線との交差点）～東松山市上野本（254号との交差点）
108	1	埼玉県	主要	深谷東松山線	深谷市幡羅町（深谷市道との交差点）～熊谷市小江川（熊谷小川秩父線との交差点）
109	1	埼玉県	主要	足立越谷線	草加市瀬崎町（都県境）～越谷市下間久里（4号との交差点）
110	1	埼玉県	主要	川越上尾線	川越市松江町（川越日高線との交差点）～上尾市愛宕（17号との交差点）
111	1	埼玉県	主要	越谷流山線	越谷市瓦曾根（足立越谷線との交差点）～三郷市早稲田（三郷松伏線との交差点）
112	1	埼玉県	主要	台東川口線	川口市赤井（さいたま草加線との交差点）～草加市遊馬町（都境）
113	1	埼玉県	主要	葛飾吉川松伏線	三郷市天神（298号との交差点）～吉川市保（越谷流山線との交差点）
114	1	埼玉県	主要	練馬川口線	戸田市早瀬（17号バイパスとの交差点）～戸田市川岸3丁目（17号との交差点）
115	1	埼玉県	主要	羽生栗橋線	羽生市小松台（122号との交差点）～羽生市北狭島（羽生IC入口との交差点）
116	1	埼玉県	主要	川口停車場線	川口市本町（川口市道との交差点）～川口市本町（122号との交差点）
117	1	埼玉県	一般	吉場安行東京線	草加市柳島（川口草加線との交差点）～草加市塚上町（都境）
118	1	埼玉県	一般	川口草加線	草加市柳島（吉場安行東京線との交差点）～草加市吉町（足立越谷線との交差点）
119	1	埼玉県	一般	東京朝霞線	新座市栄（都境）～朝霞市幸町（254号との交差点）
120	1	埼玉県	一般	所沢堀兼狭山線	所沢市松郷（463号との交差点）～狭山市狭山（狭山環状道路起点）
121	1	埼玉県	一般	ときがわ熊谷線	滑川町福田（深谷東松山線との交差点）～熊谷市万吉（熊谷小川秩父線との交差点）
122	1	埼玉県	一般	松戸三郷線	三郷市鷹野（千葉県境）～三郷市鷹野（298号との交差点）
123	1	埼玉県	一般	蓮田鴻巣線	伊奈町栄（さいたま栗橋線との交差点）～伊奈町栄（上尾環状線との交差点）
124	1	埼玉県	一般	上尾環状線	上尾市愛宕（17号との交差点）～伊奈町栄（蓮田鴻巣線との交差点）
125	1	埼玉県	一般	平沼中老袋線	川島町角泉（川島町道との交差点）～川島町下猪（川越栗橋線との交差点）
126	1	埼玉県	一般	惣新田幸手線	幸手市上高野（4号との交差点）～幸手市平須賀（幸手IC）

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
127	1	埼玉県	主要	練馬所沢線	所沢市下安松（都境）～所沢市松郷（463号との交差点）
128	1	埼玉県	一般	川越北環状線	川越市福田（254号との交差点）～川越市脇田新町（16号バイパスとの交差点）
				43路線（一次）	49区間

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
<b>第2次緊急輸送道路（他機関管理）</b>					
129	2	さいたま市	補国	国道122号	さいたま市岩槻区加倉（122号BPとの交差点）～さいたま市岩槻区本町（さいたま春日部線との交差点）
130	2	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市西区遊馬町（16号ア70-子）～さいたま市見沼区宮ヶ谷塔（さいたま幸手線との交差点）
131	2	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔（16号との交差点）～さいたま市岩槻区加倉（122号との交差点）
132	2	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市岩槻区本町（122号（旧道）との交差点）～春日部市下蛭田（さいたま市境）
133	2	さいたま市	主要	さいたま東村山線	さいたま市桜区田島（17号新大宮バイパスとの交差点）～志木市宗岡（さいたま市境）
134	2	さいたま市	主要	越谷岩槻線	越谷市野島（さいたま市境）～さいたま市岩槻区城南（16号との交差点）
135	2	さいたま市	主要	さいたま鴻巣線	さいたま市桜区町谷（17号との交差点）～さいたま市桜区道場（桜区役所入口）
136	2	さいたま市	主要	さいたま幸手線	さいたま市岩槻区本町（さいたま春日部線との交差点）～白岡市岡泉（さいたま市境）
137	2	さいたま市	主要	大宮停車場線	さいたま市大宮区大門町（大宮駅前）～さいたま市大宮区宮町（さいたま春日部線との交差点）
138	2	さいたま市	一般	さいたま鳩ヶ谷線	さいたま市見沼区東門前（さいたま春日部線との交差点）～さいたま市緑区大門（463号との交差点）
139	2	さいたま市	一般	蓮田杉戸線	蓮田市江ヶ崎（さいたま市境）～さいたま市岩槻区鹿堂（さいたま幸手線との交差点）
140	2	さいたま市	一般	鴻巣桶川さいたま線	さいたま市大宮区大門町（大宮駅前）～さいたま市浦和区北浦和（さいたま幸手線との交差点）
141	2	さいたま市	一般	鴻巣桶川さいたま線	上尾市栄町（さいたま市境）～さいたま市大宮区宮町（大宮停車場線との交差点）
142	2	さいたま市	一般	曲本さいたま線	さいたま市南区沼影（さいたま県土）～さいたま市南区白幡（17号との交差点）
143	2	さいたま市	一般	新方須賀さいたま線	さいたま市大宮区東町（川口上尾線との交差点）～さいたま市大宮区大門町（大宮駅前）
144	2	さいたま市	一般	宗岡さいたま線	さいたま市中央区下落合（中央区役所）～さいたま市中央区下落合（17号との交差点）
145	2	さいたま市	一般	蒲生岩槻線	越谷市西新井（さいたま市境）～さいたま市岩+M157:R184槻区約上（463号バイパスとの交差点）
146	2	さいたま市	一般	大和田停車場線	さいたま市見沼区大和田町（大和田駅前）～さいたま市見沼区大和田町（さいたま春日部線との交差点）
147	2	道路公社	有料	狭山環状有料道路	狭山市上奥富（16号との交差点）～狭山市柏原（狭山環状道路終点）
148	2	国交省	直国	国道17号上尾道路	桶川北本インターチェンジ～北本市石戸宿（さいたま鴻巣線との交差点）
149	2	さいたま市	一般	岩槻停車場線	さいたま市岩槻区本町（岩槻区役所）～さいたま市岩槻区本町（122号との交差点）
150	2	さいたま市	主要	さいたま川口線	さいたま市緑区大字三室西宿1284番4～さいたま市緑区大字中尾字不動谷575番1
151	2	さいたま市	主要	さいたまふじみ野所沢線	さいたま市中央区上落合一丁目877番～さいたま市大宮区北袋町一丁目173番1
152	2	さいたま市	主要	さいたま鴻巣線	さいたま市西区大字島根字道下312-1～さいたま市西区大字島根字道下319-1（島根交差点）
153	2	さいたま市	一般	さいたま鳩ヶ谷線	さいたま市緑区大字大門字東裏2569-1～さいたま市緑区大字大門字西裏1862-1
154	2	さいたま市	一般	新方須賀さいたま線	さいたま市大宮区東町一丁目44番1～さいたま市大宮区天沼町一丁目48番1
155	2	さいたま市	市町村	市道イワ106号線	さいたま市岩槻区上野六丁目12-1～さいたま市岩槻区東岩槻六丁目12-17
156	2	さいたま市	市町村	市道イワ119号線	さいたま市岩槻区南平野二丁目1-1～さいたま市岩槻区南平野4丁目39-2
157	2	さいたま市	市町村	市道20160号線	さいたま市大宮区天沼町1丁目51-1～さいたま市大宮区天沼町1丁目869-1
158	2	さいたま市	市町村	市道21952号線	さいたま市大宮区天沼町1丁目893-1～さいたま市大宮区天沼町1丁目893-1
159	2	さいたま市	市町村	市道22088号線	さいたま市中央区新都心2-1～さいたま市中央区新都心2-1
160	2	さいたま市	市町村	市道E第177号線	さいたま市浦和区高砂3丁目74-1～さいたま市浦和区高砂3丁目425-1
161	2	さいたま市	市町村	市道E第178号線	さいたま市浦和区高砂3丁目37-1～さいたま市浦和区高砂3丁目37-1
162	2	さいたま市	市町村	市道E-96号線	さいたま市浦和区常盤六丁目1-1～さいたま市浦和区常盤六丁目1-1
163	2	さいたま市	市町村	市道J-385号線	さいたま市緑区大字三室西宿1207-4～さいたま市緑区大字三室西宿1286-1
164	2	さいたま市	市町村	市道L-11号線	さいたま市緑区大字三室字北宿2460-1～さいたま市緑区大字中尾字駒前577-7
165	2	さいたま市	市町村	市道第713号線	さいたま市中央区新都心1-5～さいたま市中央区新都心1-2
166	2	さいたま市	市町村	市道第715号線	さいたま市中央区新都心2-1～さいたま市中央区新都心2-2
167	2	さいたま市	市町村	市道第5号線	さいたま市中央区桜丘2丁目1521-1～さいたま市桜区大字白鍬字仲道426-1
168	2	さいたま市	市町村	市道A第384号線	さいたま市西区大字島根字上根切171-1～さいたま市桜区大字白鍬字仲道425-1
169	2	さいたま市	市町村	市道40463号線	さいたま市西区大字島根字宮前445-1～さいたま市西区大字島根字上根切170-2
170	2	さいたま市	市町村	市道40583号線	さいたま市西区大字島根字道下350～さいたま市西区大字島根字道下312-1
171	2	川越市	市町村	市道1号線	川越市城下町10-10～川越市元町1-2-1
172	2	熊谷市	市町村	市道135号線	熊谷市中西1丁目2地先～熊谷市肥塚（国道17号熊谷バイパスとの交差点）
173	2	熊谷市	市町村	市道大里1513号線	熊谷市中曽野（青山熊谷線との交差点）～熊谷市中曽野640-1地先（大里行政センターまで）
174	2	熊谷市	市町村	市道123号	熊谷市龍原南一丁目317番地先～熊谷市龍原南二丁目189番地先
175	2	熊谷市	市町村	市道40453号	熊谷市久保島521番1地先～熊谷市久保島1050番12地先
176	2	熊谷市	市町村	市道40672号	熊谷市久保島1184番2地先～熊谷市久保島521番2地先

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
177	2	熊谷市	市町村	市道40728号	熊谷市玉井16番4地先～熊谷市久保島1184番2地先
178	2	熊谷市	市町村	市道40826号	熊谷市龍原南一丁目193番地先～熊谷市龍原南二丁目241番地先
179	2	熊谷市	市町村	市道41052号	熊谷市新堀新田251番2地先～熊谷市久保島521番1地先
180	2	熊谷市	市町村	市道105号線	熊谷市上之980番9地先～熊谷市上中条243番12地先
181	2	熊谷市	市町村	市道133号線	熊谷市本町二丁目72番地先～熊谷市宮町二丁目138番地先
182	2	熊谷市	市町村	市道30398号線	熊谷市上中条243番12地先～熊谷市上中条119番地先
183	2	川口市	市町村	市道幹線第25号線	川口市朝日1丁目5-20～川口市青木2丁目1-1
184	2	川口市	市町村	市道幹線第73号線	川口市大字西新井宿316～川口市大字新井宿1082
185	2	川口市	市町村	市道神根第520号線	川口市大字新井宿825-2～川口市大字西新井宿180
186	2	川口市	市町村	市道神根第521号線	川口市大字新井宿1082～川口市大字新井宿825-2
187	2	川口市	市町村	市道南平第19号線	川口市領家5丁目6-11～川口市領家5丁目6-11
188	2	川口市	市町村	市道幹線第10号線	川口市東領家5丁目1-25～川口市領家4丁目9-1
189	2	川口市	市町村	市道幹線第11号線	川口市領家4丁目9-1～川口市領家5丁目13-35
190	2	川口市	市町村	市道南平第20号線	川口市領家5丁目13-35～川口市領家5丁目6-11
191	2	川口市	市町村	南平第27号線	川口市東領家5丁目2-8～川口市領家5丁目2-2
192	2	行田市	市町村	市道第7.1-2号線	行田市向町20-27～行田市長野4-29-41
193	2	行田市	市町村	市道第6.1-7号線	行田市大字持田566-1～行田市大字持田375
194	2	行田市	市町村	市道第6.2-8号線	行田市本丸2-5～行田市本丸2-5
195	2	行田市	市町村	市道第7.3-418号線	行田市長野5-8-1～行田市長野5-9-1
196	2	所沢市	市町村	市道2-3号線	所沢市亀ヶ谷9番2地～所沢市南永井436番1地
197	2	所沢市	市町村	市道3-851号線	所沢市並木一丁目13番～所沢市並木三丁目3番
198	2	所沢市	市町村	市道3-983号線	所沢市下富585番～所沢市下富414番地
199	2	加須市	市町村	市道112号線	加須市三俣二丁目1番地1～加須市三俣二丁目4番地2
200	2	加須市	市町村	市道134号線	加須市大桑一丁目1番1～加須市大桑一丁目15番
201	2	加須市	市町村	市道244号線	加須市豊野台二丁目717番地8～加須市豊野台二丁目717番地6
202	2	加須市	市町村	市道騎3856号線	加須市芋莖1248-11～加須市芋莖1248-11
203	2	本庄市	市町村	市道第2級13号線	本庄市児玉町秋山字大町676番1地先～本庄市児玉町秋山字大町759番1地先
204	2	本庄市	市町村	市道5375号線	本庄市若泉一丁目1016番2地先～本庄市本庄三丁目1599番1地先
205	2	東松山市	市町村	市道第31号線	東松山市石橋766-1～東松山市石橋726
206	2	東松山市	市町村	市道第76号線	東松山市新郷452-2～東松山市新郷289-1
207	2	東松山市	市町村	市道第4772号線	東松山市新郷558-1～東松山市新郷540-4
208	2	東松山市	市町村	市道第4751号線	東松山市石橋550-1～東松山市石橋858
209	2	春日部市	市町村	市道1-22号線	春日部市中央一丁目52-7～春日部市中央六丁目2番地
210	2	春日部市	市町村	市道1-24号線	春日部市豊町五丁目22-1～春日部市谷原二丁目9-9
211	2	春日部市	市町村	市道1-8-1号線	春日部市谷原二丁目9-9～春日部市中央二丁目30-1
212	2	狭山市	市町村	市道幹第41号線	狭山市柏原371～狭山市柏原216-1
213	2	羽生市	市町村	市道0112号線	羽生市東7丁目14-8～羽生市下羽生325-4
214	2	羽生市	市町村	市道0125号線	羽生市東6丁目16-1～羽生市東7丁目14-8
215	2	羽生市	市町村	市道0235号線	羽生市東6丁目15-1～羽生市東6丁目16-1
216	2	鴻巣市	市町村	市道A-1008号線	鴻巣市東四丁目12-1～鴻巣市鴻巣字中三谷634番2
217	2	深谷市	市町村	市道D-308号線	深谷市仲町12-14～深谷市仲町11-1
218	2	深谷市	市町村	市道N-122号線	深谷市岡部1258～深谷市岡部1164-1
219	2	深谷市	市町村	市道幹2号線	深谷市上柴町東5-7-9～深谷市上野台1300-6
220	2	深谷市	市町村	市道幹38号線	深谷市上柴町西5-7-6～深谷市上柴町西5-8-1
221	2	深谷市	市町村	市道幹39号線	深谷市上柴町東5-7-9～深谷市上柴町西5-8-1
222	2	深谷市	市町村	市道幹54号線	深谷市岡部759-11～深谷市岡部1258
223	2	上尾市	市町村	市道1008号線	上尾市春日一丁目16番地～上尾市柏座二丁目632番地
224	2	上尾市	市町村	市道1022号線	上尾市緑丘一丁目144番地～上尾市上町二丁目401番地
225	2	上尾市	市町村	市道1053号線	上尾市上町二丁目386番地～上尾市春日一丁目16番地

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
226	2	草加市	市町村	市道40012号	草加市青柳一丁目1241番地～草加市青柳一丁目1236番地
227	2	草加市	市町村	市道1015号	草加市青柳一丁目4317番地～草加市稲荷六丁目938番地
228	2	草加市	市町村	市道2024号	草加市青柳一丁目1244番地～草加市稲荷五丁目1803番地
229	2	草加市	市町村	市道2027号	草加市稲荷五丁目1802番地～草加市稲荷五丁目1806番
230	2	草加市	市町村	市道40013号	草加市青柳一丁目1244番地～草加市稲荷五丁目1568番地
231	2	草加市	市町村	市道40014号	草加市青柳一丁目4654番12～草加市稲荷六丁目937番地
232	2	草加市	市町村	市道40015号	草加市青柳一丁目4654番1～草加市青柳一丁目4656番地
233	2	草加市	市町村	市道40016号	草加市青柳一丁目4658番2～草加市青柳一丁目4658番8
234	2	草加市	市町村	市道40017号	草加市青柳一丁目4659番1～草加市稲荷六丁目939番地
235	2	草加市	市町村	市道40036号	草加市稲荷五丁目1559番2～草加市青柳一丁目1240番
236	2	草加市	市町村	市道2095線	草加市高砂一丁目87番3～草加市高砂二丁目72番5
237	2	草加市	市町村	市道2036号線	草加市高砂一丁目75番3～草加市高砂一丁目1番1
238	2	越谷市	市町村	市道80079号線	越谷市南越谷2-2905-2地先～越谷市南越谷2丁目11番先
239	2	越谷市	市町村	市道1130号線	越谷市越ヶ谷1丁目5番5地先～越谷市越ヶ谷4丁目1番6地先
240	2	越谷市	市町村	市道40001号線	越谷市越ヶ谷4丁目1番6地先～越谷市越ヶ谷4丁目2番1地先
241	2	越谷市	市町村	市道60268号線	越谷市西新井1382番先～越谷市北後谷6番先
242	2	越谷市	市町村	市道70114号線	越谷市瓦曾根2丁目854番先～越谷市南越谷2丁目1番1先
243	2	蕨市	市町村	市道22-36号線	蕨市中央5丁目3819番1地先～蕨市中央5丁目3820番1地先
244	2	戸田市	市町村	市道第2035号線	戸田市上戸田1丁目17番地先～戸田市上戸田1丁目1番地先
245	2	戸田市	市町村	市道第2036号線	戸田市上戸田1丁目1番地先～戸田市上戸田1丁目18番地先
246	2	戸田市	市町村	市道第3074号線	戸田市新曽南4丁目3番地先～戸田市氷川町3丁目14番地先
247	2	戸田市	市町村	市道第3012号線	戸田市上戸田2丁目7番地先～戸田市上戸田2丁目45番4地先
248	2	戸田市	市町村	市道第3054号線	戸田市本町1丁目20地先～戸田市本町1丁目18地先
249	2	戸田市	市町村	市道第3058号線	戸田市本町1丁目3-8地先～戸田市本町1丁目18地先
250	2	戸田市	市町村	市道第3200号線	戸田市本町1丁目21地先～戸田市本町1丁目23地先
251	2	入間市	市町村	市道幹38号	入間市宮寺3187-19～入間市狭山ヶ原108-8
252	2	入間市	市町村	市道幹64号	入間市狭山ヶ原302-1～入間市狭山ヶ原302-1
253	2	入間市	市町村	市道B602号	入間市狭山ヶ原11-13～入間市狭山ヶ原108-20
254	2	入間市	市町村	市道B603号	入間市狭山ヶ原11-8～入間市狭山ヶ原108-8
255	2	入間市	市町村	市道B605号	入間市狭山ヶ原190～入間市狭山ヶ原189-1
256	2	入間市	市町村	市道D73号	入間市宮寺4102-35～入間市宮寺4016-1
257	2	入間市	市町村	市道幹41号	入間市宮寺2792-2～入間市狭山ヶ原11-8
258	2	入間市	市町村	市道B609号	入間市狭山ヶ原221-2～入間市狭山ヶ原241-1
259	2	入間市	市町村	市道B599号	入間市狭山ヶ原108-9～入間市狭山ヶ原108-2
260	2	入間市	市町村	市道B608号	入間市狭山ヶ原225-1～入間市狭山ヶ原224-1
261	2	入間市	市町村	市道D80号	入間市宮寺4028-1～入間市宮寺4034-2
262	2	入間市	市町村	市道A581号線	入間市向陽台2丁目1-4～入間市向陽台2丁目1-4
263	2	入間市	市町村	市道A366号線	入間市豊岡5丁目1006-7～入間市豊岡5丁目1007-7
264	2	朝霞市	市町村	市道第8号線	朝霞市幸町3丁目4-15～朝霞市本町1-1
265	2	和光市	市町村	市道404号線	和光市諏訪1番～和光市諏訪2番
266	2	和光市	市町村	市道476号線	和光市広沢1番～和光市広沢1番
267	2	新座市	市町村	市道第3001号線	新座市中野二丁目2054番地先～新座市中野二丁目2072番地先
268	2	新座市	市町村	市道第3004号線	新座市中野二丁目2012番地先～新座市中野二丁目2054番地先
269	2	新座市	市町村	市道第3003号線	新座市中野二丁目2028番地先～新座市中野二丁目2076番地先
270	2	新座市	市町村	市道第3005号線	新座市中野二丁目2061番地先～新座市中野二丁目2040番地先
272	2	新座市	市町村	市道第3002号線	新座市中野二丁目2062番地先～新座市中野二丁目2072番地先
273	2	新座市	市町村	市道第3038号線	新座市大和田二丁目277番地先～新座市大和田二丁目238番地先
274	2	新座市	市町村	市道第1号線	新座市野火止一丁目610番地先～新座市野火止一丁目606番地先
276	2	桶川市	市町村	市道1-3号線	桶川市泉1丁目341-1地先～桶川市泉一丁目3番28地先

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
277	2	桶川市	市町村	市道1-4号線	桶川市泉二丁目10番28地先～桶川市泉二丁目346-5地先
278	2	桶川市	市町村	市道57-3号線	桶川市泉二丁目11番33地先～桶川市泉二丁目12番52地先
279	2	久喜市	市町村	市道久喜19号線	久喜市下早見85-3地先～久喜市南286-1地先
280	2	久喜市	市町村	市道久喜6217号線	久喜市江面362-2地先～久喜市江面245-5地先
281	2	久喜市	市町村	市道栗橋1002号線	久喜市小右衛門686-3地先～久喜市小右衛門686-3地先
282	2	久喜市	市町村	市道栗橋356号線	久喜市小右衛門830-4地先～久喜市小右衛門748-1地先
283	2	久喜市	市町村	市道菖蒲1477号線	久喜市菖蒲町台1902-1地先～久喜市菖蒲町昭和沼22-1地先
284	2	久喜市	市町村	市道菖蒲1544号線	久喜市菖蒲町昭和沼3地先～久喜市菖蒲町昭和沼2地先
285	2	久喜市	市町村	市道菖蒲70号線	久喜市菖蒲町昭和沼22-1地先～久喜市菖蒲町昭和沼21地先
286	2	久喜市	市町村	市道菖蒲70号線	久喜市菖蒲町昭和沼21地先～久喜市菖蒲町昭和沼3地先
287	2	北本市	市町村	市道25号線	北本市石戸宿1-470地先～北本市石戸宿1-99-2地先
288	2	北本市	市町村	市道4161号線	北本市石戸宿1-99-2地先～北本市荒井6-100地先
289	2	北本市	市町村	市道6292号線	北本市本町8-81地先～北本市本町7-203地先
290	2	北本市	市町村	市道6299号線	北本市本町7-62地先～北本市本町6-286-17地先
291	2	北本市	市町村	市道6300号線	北本市本町7-203地先～北本市本町7-62地先
292	2	北本市	市町村	市道6313号線	北本市本町6-286-17地先～北本市本町6-273地先
293	2	北本市	市町村	市道6327号線	北本市本町4-43地先～北本市本町8-81地先
294	2	北本市	市町村	市道6360号線	北本市本町6-273地先～北本市本町1-111地先
295	2	八潮市	市町村	市道2031号線	中央一丁目8番地3～中央一丁目5番地12
296	2	三郷市	市町村	市道0108号線	三郷市花和田648-1～三郷市花和田593番4
297	2	三郷市	市町村	市道0111号線	三郷市新三郷らシティ-1丁目388-102～三郷市新三郷らシティ-3丁目80-4
298	2	三郷市	市町村	市道1823号線	三郷市大広戸926番9～三郷市大広戸1088番4
299	2	三郷市	市町村	市道1831号線	三郷市大広戸926番6～三郷市笹塚58番5
300	2	三郷市	市町村	市道2054号線	三郷市笹塚40番6～三郷市上口二丁目144番3
301	2	蓮田市	市町村	市道1437号線	蓮田市大字黒浜2808番1～蓮田市大字黒浜2808番2
302	2	蓮田市	市町村	市道46号線	蓮田市椿山二丁目216番700～蓮田市大字黒浜2808番15
303	2	蓮田市	市町村	市道50号線	蓮田市大字黒浜2808番15～蓮田市大字黒浜2808番1
304	2	坂戸市	市町村	市道2019号線	坂戸市八幡一丁目17番1地先～坂戸市千代田一丁目35番2地先
305	2	坂戸市	市町村	市道3240号線	坂戸市柳町82番32地先～坂戸市大字栄332番3地先
306	2	坂戸市	市町村	市道2054号線	坂戸市大字栄337番2地先～坂戸市大字栄332番3地先
307	2	坂戸市	市町村	市道6919号線	坂戸市大字塚崎362番地先～坂戸市大字塚崎202番地先
308	2	坂戸市	市町村	市道6272号線	坂戸市大字塚崎361番2地先～坂戸市大字塚崎373番地先
309	2	坂戸市	市町村	市道6776号線	坂戸市にっさい花みず木二丁目8番6地先～坂戸市にっさい花みず木二丁目9番1地先
310	2	幸手市	市町村	市道1-18号線の一部	幸手市東5丁目2757-3地先～幸手市東5丁目2749地先
311	2	幸手市	市町村	市道1103号線の一部	幸手市東4丁目1331番地先～幸手市東4丁目1500番11地先
312	2	日高市	市町村	市道幹線6号	日高市大字南平沢825番地1～日高市大字南平沢1040番2地先
313	2	吉川市	市町村	市道2-101号線	吉川市大字平沼668番地先～吉川市大字関246番地先
314	2	吉川市	市町村	市道2-102号線	吉川市大字関246番地先～吉川市きよみ野一丁目1番
315	2	吉川市	市町村	市道2-318号線	吉川市大字吉川1512番地先～吉川市大字平沼668番地先
316	2	白岡市	市町村	市道115号線	白岡市篠津字立野779-6～白岡市篠津字立野834-4
317	2	白岡市	市町村	市道7353号線	白岡市千駄野字谷中409-1～白岡市千駄野字谷中449
318	2	伊奈町	市町村	町道第5088号線	伊奈町大字小室字新田9472番地先～伊奈町大字小室字新田9493番地先
319	2	伊奈町	市町村	町道第115号線の一部	伊奈町大字小室字新田9474番1地先～伊奈町大字小室字新田9479番地先
320	2	三芳町	市町村	町道幹線24号線の一部	三芳町竹間沢東7～三芳町竹間沢東6
321	2	三芳町	市町村	町道幹線25号線の一部	三芳町竹間沢東1～三芳町竹間沢東3
322	2	三芳町	市町村	町道幹線26号線	三芳町竹間沢東22～三芳町竹間沢東48
323	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東11号線	三芳町竹間沢東12～三芳町竹間沢東13
324	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東12号線	三芳町竹間沢東11～三芳町竹間沢東15
325	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東13号線	三芳町竹間沢東21～三芳町竹間沢東16

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
326	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東14号線の一部	三芳町竹間沢東16～三芳町竹間沢東17
327	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東15号線町道竹間沢東9号線の一部	三芳町竹間沢東14～三芳町竹間沢東21
328	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東1号線の一部	三芳町竹間沢東2～三芳町竹間沢東1
329	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東5号線の一部	三芳町竹間沢東5～三芳町竹間沢東6
330	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東7号線の一部	三芳町竹間沢東10～三芳町竹間沢東9
331	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東7号線の一部町道竹間沢東9号線の一部	三芳町竹間沢東9～三芳町竹間沢東14
332	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東8号線	三芳町竹間沢東8～三芳町竹間沢東12
333	2	三芳町	市町村	町道幹線5号線	三芳町北永井616番～三芳町藤久保1100番
334	2	越生町	市町村	町道1-28号線	越生町越生917～越生町越生891-1
335	2	越生町	市町村	町道1-32号線	越生町黒岩120番地先(三滝入口交差点)～越生町大字成瀬835-1地先(飯能寄居線との交差点)
336	2	滑川町	市町村	町道1497号線	滑川町大字福田字新庭750番4地先～滑川町大字福田字新庭755番1地先
337	2	滑川町	市町村	町道159号線	滑川町大字福田字新出724番1地先～滑川町大字福田字新庭743番10地先
338	2	嵐山町	市町村	町道1-22号	嵐山町大字志賀412番地1先～嵐山町大字広野1358番地6先
339	2	嵐山町	市町村	町道広野328号線	嵐山町大字広野1415番地1先～嵐山町大字広野1454番地1先
340	2	嵐山町	市町村	町道杉山268号線	嵐山町大字杉山1075番地1先～嵐山町大字広野1449番地10先
341	2	小川町	市町村	町道5388号線	小川町大字小川字下町60番3～小川町大字大塚字大塚宿46番7
342	2	小川町	市町村	町道227号線	小川町大字高見字山ノ神529番～小川町大字高谷字関下2850番
343	2	小川町	市町村	町道228号線	小川町大字高谷字関下2850番～小川町大字高谷字大上428番
344	2	小川町	市町村	町道2125号線	小川町大字高見字山ノ神529番～小川町大字能増字新田776番
345	2	小川町	市町村	町道122号線	小川町大字小川字下町60番1～小川町大字小川字下町60番3
346	2	川島町	市町村	町道1-8号線	川島町大字下八ツ林728-1～川島町大字下八ツ林697-1
347	2	皆野町	市町村	町道皆野13号線	皆野町大字皆野1647番1地先～皆野町大字皆野1419番1地先
348	2	小鹿野町	市町村	町道49号線	小鹿野町下小鹿野字花園2009番2地先～小鹿野町下小鹿野字南扶桑ケ原2002番1地先
349	2	東秩父村	市町村	村道1-1号線	東秩父村大字奥沢字関場201-2～東秩父村大字御堂字向城633-2
350	2	神川町	市町村	町道1級3号線	神川町大字植竹647-1～神川町大字植竹909番1
351	2	上里町	市町村	町道226号線	七本木字三軒後2025-2～七本木4042
352	2	寄居町	市町村	町道111号線	寄居町大字寄居201-1～寄居町大字寄居1612-1
353	2	寄居町	市町村	町道112号線	寄居町大字桜沢596-3～寄居町大字寄居1154-6
354	2	寄居町	市町村	町道207号線	寄居町大字寄居1184-1～寄居町大字寄居1173
355	2	寄居町	市町村	町道226号線	寄居町大字牟礼1523-4～寄居町大字牟礼1024-5
356	2	寄居町	市町村	町道E063号線	寄居町大字牟礼902～寄居町大字牟礼1635-1
357	2	寄居町	市町村	町道E091号線	寄居町大字牟礼1631-1～寄居町大字牟礼1613-4
358	2	寄居町	市町村	町道227号線	寄居町大字牟礼179-1～寄居町大字今市1244-1
359	2	寄居町	市町村	町道4825号線	寄居町大字今市52-1～寄居町大字今市63-2
360	2	宮代町	市町村	町道第75号線	宮代町大字須賀1567番2地先～宮代町大字須賀2251番地先
361	2	宮代町	市町村	町道第94号線	宮代町笠原一丁目948番2地先～宮代町笠原一丁目921番2地先
362	2	杉戸町	市町村	町道I級5号線	北葛飾郡杉戸町大字下高野581番地先～北葛飾郡杉戸町大字大島989番地先
				226路線(二次)	232区間

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
<b>第2次緊急輸送道路（埼玉県管理）</b>					
363	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	行田市持田（持田IC）～行田市桜町（佐野行田線との交差点）
364	2	埼玉県	補国	国道140号	深谷市田中（深谷嵐山線との交差点）～深谷市田中（深谷嵐山線との交差点）
365	2	埼玉県	補国	国道299号	飯能市中山（299号BPとの交差点）～飯能市東町（青梅飯能線との交差点）
366	2	埼玉県	補国	国道463号	入間市東町（自衛隊入間基地）～入間市河原町（16号との交差点）
367	2	埼玉県	主要	さいたま春日部線	春日部市下蛭田（さいたま市境）～春日部市粕壁東（4号との交差点）
368	2	埼玉県	主要	さいたま菖蒲線	上尾市原市（上尾環状線との交差点）～久喜市菖蒲町菖蒲（川越栗橋線との交差点）
369	2	埼玉県	主要	川越所沢線	川越市新宿町（16号との交差点）～所沢市下安松（練馬所沢線との交差点）
370	2	埼玉県	主要	佐野行田線	行田市小見（125号との交差点）～行田市桜町（熊谷羽生線との交差点）
371	2	埼玉県	主要	川越入間線	川越市今福（川越所沢線との交差点）～入間市宮寺（16号との交差点）
372	2	埼玉県	主要	佐野古河線	加須市小野袋（群馬県境）～加須市粕戸（354号との交差点）
373	2	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	小川町大塚（254号との交差点）～東秩父役場
374	2	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	嵐山町越畑（深谷嵐山線との交差点）～小川町中爪（254号との交差点）
375	2	埼玉県	主要	伊勢崎深谷線	深谷市中瀬（群馬県境）～深谷市深谷町（17号との交差点）
376	2	埼玉県	主要	上里鬼石線	上里町神保原町（17号との交差点）～上里町七本木（上里町役場）
377	2	埼玉県	主要	上里鬼石線	神川町元阿保（254号との交差点）～神川町渡瀬（矢納浄法寺線との交差点）
378	2	埼玉県	主要	境杉戸線	幸手市中島（茨城県境）～杉戸町杉戸（4号との交差点）
379	2	埼玉県	主要	青梅飯能線	飯能市飯能（飯能下名栗線との交差点）～飯能市東町（299号との交差点）
380	2	埼玉県	主要	飯能寄居線	越生町越生（越生町役場）～越生町黒岩（越生町道との交差点）
381	2	埼玉県	主要	鴻巣羽生線	鴻巣市宮地（17号との交差点）～川里支所前
382	2	埼玉県	主要	東松山桶川線	北本市荒井（さいたま鴻巣線との交差点）～北本市石戸（下石戸上菖蒲線との交差点）
383	2	埼玉県	主要	さいたま草加線	川口市東本郷（足立川口線との交差点）～草加市花栗（4号との交差点）
384	2	埼玉県	主要	保谷志木線	新座市畑中（榎ガード付近）～志木市中宗岡（さいたま東村山線との交差点）
385	2	埼玉県	主要	皆野両神荒川線	秩父市下吉田（吉田総合支所）～秩父市荒川貫川（140号との交差点）
386	2	埼玉県	主要	加須鴻巣線	加須市大門町（加須警察署）～加須市騎西（122号との交差点）
387	2	埼玉県	主要	加須鴻巣線	加須市騎西（122号との交差点）～鴻巣市天神（17号との交差点）
388	2	埼玉県	主要	川越坂戸毛呂山線	川越市上寺山（川越北環状線との交差点）～坂戸市につさい花みず木（坂戸西IC入口）
389	2	埼玉県	主要	さいたま東村山線	志木市宗岡（さいたま市境）～志木市中宗岡（保谷志木線との交差点）
390	2	埼玉県	主要	東松山越生線	東松山市材木町（深谷東松山線との交差点）～越生町黒岩（飯能寄居線との交差点）
391	2	埼玉県	主要	松伏春日部関宿線	松伏町魚沼（野田岩槻線との交差点）～松伏町魚沼（庄和浄水場）
392	2	埼玉県	主要	加須北川辺線	加須市三俣2丁目（125号との交差点）～加須市粕戸（354号との交差点）
393	2	埼玉県	主要	深谷東松山線	東松山市松葉町（東松山市役所）～東松山市材木町（東松山越生線との交差点）
394	2	埼玉県	主要	越谷岩槻線	越谷市南荻島（4号との交差点）～越谷市野島（さいたま市境）
395	2	埼玉県	主要	所沢狭山線	狭山市南入曾（川越入間線との交差点）～狭山市入間川（16号との交差点）
396	2	埼玉県	主要	青梅秩父線	飯能市下名栗（飯能下名栗線との交差点）～飯能市上名栗（名栗庁舎）
397	2	埼玉県	主要	松戸草加線	三郷市鷹野（298号との交差点）～草加市吉町（足立越谷線との交差点）
398	2	埼玉県	主要	さいたまふじみ野所沢線	川越市洪井（254号BPとの交差点）～ふじみ野市亀久保（254号との交差点）
399	2	埼玉県	主要	さいたま鴻巣線	北本市荒井（マイカピター）～北本市荒井（東松山桶川線との交差点）
400	2	埼玉県	主要	さいたま鴻巣線	北本市深井（鴻巣桶川さいたま線との交差点）～鴻巣市本町（東松山鴻巣線との交差点）
401	2	埼玉県	主要	深谷寄居線	深谷市榎合（熊谷児玉線との交差点）～寄居町桜沢（254号との交差点）
402	2	埼玉県	主要	さいたま幸手線	白岡市岡泉（さいたま市境）～杉戸町下高野（下高野杉戸線との交差点）
403	2	埼玉県	主要	行田東松山線	行田市桜町（熊谷羽生線との交差点）～鴻巣市鎌塚（17号との交差点）
404	2	埼玉県	主要	葛飾吉川松伏線	三郷市戸ヶ崎（都境）～三郷市天神（298号との交差点）
405	2	埼玉県	主要	葛飾吉川松伏線	吉川市保（越谷流山線との交差点）～松伏町松伏（越谷野田線との交差点）
406	2	埼玉県	主要	練馬川口線	戸田市川岸3丁目（17号との交差点）～川口市宮町（川口蔵線との交差点）
407	2	埼玉県	主要	深谷嵐山線	深谷市本住町（17号との交差点）～深谷市田中（140号との田中交差点）
408	2	埼玉県	主要	深谷嵐山線	深谷市田中（140号との交差点）～嵐山町広野（嵐山町役場）
409	2	埼玉県	主要	飯能下名栗線	飯能市飯能（青梅飯能線との交差点）～飯能市下名栗（青梅秩父線との交差点）
410	2	埼玉県	主要	秩父荒川線	秩父市久那（小鹿野影森停車場線との交差点）～秩父市久那（小鹿野影森停車場線との交差点）

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
411	2	埼玉県	主要	秩父上名栗線	秩父市本町（299号との交差点）～秩父市日野田町（140号との交差点）
412	2	埼玉県	主要	日高川島線	日高市南平沢（飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（川越栗橋線との交差点）
413	2	埼玉県	主要	熊谷児玉線	熊谷市三ヶ尻（深谷東松山線との交差点）～美里町関（本庄寄居線との交差点）
414	2	埼玉県	主要	熊谷児玉線	美里町関（本庄寄居線との交差点）～本庄市児玉町児玉（254号との交差点）
415	2	埼玉県	主要	行田蓮田線	行田市佐間（行田東松山線との交差点）～さきたま古墳公園
416	2	埼玉県	主要	春日部菖蒲線	春日部市梅田（16号との交差点）～白岡市篠津（さいたま栗橋線との交差点）
417	2	埼玉県	主要	朝霞蕨線	朝霞市幸町（254号との交差点）～朝霞市役所
418	2	埼玉県	主要	野田岩槻線	松伏町魚沼（松伏春日部宿根線との交差点）～越谷市平方（4号BPとの交差点）
419	2	埼玉県	主要	熊谷館林線	熊谷市肥塚（17号熊谷バイパスとの交差点）～熊谷市今井（熊谷スポーツ文化公園）
420	2	埼玉県	主要	羽生栗橋線	羽生市北萩島（羽生IC入口との交差点）～羽生市三田ヶ谷（三田ヶ谷羽線との交差点）
421	2	埼玉県	主要	羽生栗橋線	加須市北平野（砂原北大桑線との交差点）～大利根総合支所
422	2	埼玉県	主要	春日部久喜線	宮代町中島（蓮田杉戸線との交差点）～久喜市上早見（さいたま栗橋線との交差点）
423	2	埼玉県	主要	上尾久喜線	上尾市久保（17号との交差点）～蓮田市根金（122号との交差点）
424	2	埼玉県	一般	平方東京線	八潮市大曾根（八潮三郷線との交差）～八潮市浮塚（都県境）
425	2	埼玉県	一般	新座和光線	朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点）
426	2	埼玉県	一般	川口蕨線	川口市宮町（練馬川口線との交差点）～川口市西川口（済生会川口総合病院）
427	2	埼玉県	一般	和光志木線	朝霞市北原（朝霞浄水場入口）～志木市本町（保谷志木線との交差点）
428	2	埼玉県	一般	越谷八潮線	越谷市東越谷（越谷警察署）～越谷市相模町（越谷流山線との交差点）
429	2	埼玉県	一般	八潮三郷線	八潮市浮塚（平方東京線との交差）～三郷市番匠免（三郷Jct.IC）
430	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	羽生市桑崎（122号との交差点）～羽生市西（羽生実業高校入口）
431	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	熊谷市池上（125号との交差点）～熊谷市池上（弥藤吾行田線との交差点）
432	2	埼玉県	一般	六万部久喜停車場線	久喜市下清久（川越栗橋線との交差点）～久喜市上早見（さいたま栗橋線との交差点）
433	2	埼玉県	一般	加須幸手線	久喜市鷲宮（鷲宮総合支所）～久喜市東大輪（さいたま栗橋線との交差点）
434	2	埼玉県	一般	幸手久喜線	久喜市野久喜（久喜工業高校前）～久喜市久喜本（さいたま栗橋線との交差点）
435	2	埼玉県	一般	蓮田杉戸線	宮代町中島（春日部久喜線との交差点）～杉戸町清地（4号との交差点）
436	2	埼玉県	一般	蓮田杉戸線	蓮田市黒浜（蓮田白岡久喜線との交差点）～蓮田市江ヶ崎（さいたま市境）
437	2	埼玉県	一般	蓮田白岡久喜線	蓮田市黒浜（蓮田杉戸線との交差点）～蓮田市黒浜（蓮田松韻高校への入口）
438	2	埼玉県	一般	鴻巣桶川さいたま線	北本市深井（さいたま鴻巣線との交差点）～上尾市栄（さいたま市境）
439	2	埼玉県	一般	鴻巣桶川さいたま線	鴻巣市神明（17号との交差点）～鴻巣市本町（東松山鴻巣線との交差点）
440	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	鳩山町熊井（東松山越生線との交差点）～鳩山町役場
441	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	ときがわ町玉川（大野東松山線との交差点）～鳩山町大橋（東松山越生線との交差点）
442	2	埼玉県	一般	大野東松山線	ときがわ町田中（飯能寄居線との交差点）～東松山市上唐子（254号との交差点）
443	2	埼玉県	一般	小前田児玉線	深谷市小前田（花園総合支所）～深谷市武蔵野（深谷寄居線との交差点）
444	2	埼玉県	一般	東飯能停車場線	飯能市東町（299号との交差点）～飯能市東町（馬引沢飯能線との交差点）
445	2	埼玉県	一般	行田市停車場酒巻線	行田市谷郷（125号との交差点）～行田市斎条（上中条斎条線との交差点）
446	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	秩父市久那（秩父荒川線との交差点）～秩父市下影森（140号との交差点）
447	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	小鹿野町長留（秩父防災基地）～秩父市久那（秩父荒川線との交差点）
448	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町役場
449	2	埼玉県	一般	岩殿観音南戸守線	動物自然公園入口～東松山市宮鼻（407号との交差点）
450	2	埼玉県	一般	青山熊谷線	熊谷市屈戸（熊谷市道との交差点）～熊谷市佐谷田（17号との交差点）
451	2	埼玉県	一般	新野岡部停車場線	深谷市岡（17号との交差点）～深谷市岡（針ヶ谷岡線との交差点）
452	2	埼玉県	一般	日高狭山線	狭山市根岸（馬引沢飯能線との交差点）～狭山市根岸（407号との交差点）
453	2	埼玉県	一般	ふじみ野朝霞線	ふじみ野市大井（254号との交差点）～東入間警察署前
454	2	埼玉県	一般	上伊草坂戸線	坂戸IC～坂戸市石井（407号との交差点）
455	2	埼玉県	一般	矢納浄法寺線	神泉支所～神川町渡瀬（上里鬼石線との交差点）
456	2	埼玉県	一般	弥藤吾行田線	熊谷市大塚（スポーツ文化公園）～熊谷市池上（熊谷羽生線との交差点）
457	2	埼玉県	一般	福田鴻巣線	鴻巣市筑波～鴻巣市袋（17号との交差点）
458	2	埼玉県	一般	蓮田鴻巣線	伊奈町栄（上尾環状線との交差点）～伊奈町大針（伊奈町役場）
459	2	埼玉県	一般	下石戸上菖蒲線	北本市石戸（東松山桶川線との交差点）～北本市本宿（17号との交差点）

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
460	2	埼玉県	一般	上尾環状線	上尾市（17号との交差点）～上尾市（鴻巣蒲川さいたま線との交差点）
461	2	埼玉県	一般	蒲生岩槻線	越谷市西新井（さいたま市境）～県民健康福祉村前
462	2	埼玉県	一般	三芳富士見線	三芳町藤久保（町役場）～三芳町藤久保（254号との交差点）
463	2	埼玉県	一般	小八林久保田下青鳥線	吉見町役場～吉見町下細谷（東松山鴻巣線との交差点）
464	2	埼玉県	一般	砂原北大桑線	加須市北平野（羽生栗橋線との交差点）～加須市北大桑（125号との交差点）
465	2	埼玉県	一般	馬引沢飯能線	狭山市根岸（日高狭山線との交差点）～飯能市東町（東飯能停車場線との交差点）
466	2	埼玉県	一般	針ヶ谷岡線	岡部総合支所～深谷市岡（新野岡部停車場線との交差点）
467	2	埼玉県	一般	美土里町新堀線	熊谷市美土里町（深谷東松山線との交差点）～熊谷市新堀（17号との交差点）
468	2	埼玉県	一般	上中条斉条線	南河原支所前～行田市斎条（行田市停車場酒巻線との交差点）
469	2	埼玉県	一般	上新郷埼玉線	行田市下須戸（125号BPとの交差点）～行田市小針（行田浄水場入口）
470	2	埼玉県	一般	三田ヶ谷礼羽線	羽生水郷公園～羽生市三田ヶ谷（羽生栗橋線との交差点）
471	2	埼玉県	一般	北中曽根北大桑線	加須はなさき公園～加須市北大桑（125号との交差点）
472	2	埼玉県	一般	下吉羽幸手線	幸手市上吉羽（幸手警察署）～幸手市東（4号との交差点）
473	2	埼玉県	一般	下高野杉戸線	杉戸町下高野（さいたま幸手線との交差点）～杉戸町杉戸（東武動物公園停車場線との交差点）
474	2	埼玉県	一般	上笹塚谷口線	三郷市谷口（三郷市役所）～三郷市谷口（葛飾吉川伏線との交差点）
475	2	埼玉県	一般	下早見菖蒲線	久喜市下早見（さいたま栗橋線との交差点）～久喜市河原井町（久喜菖蒲公園）
476	2	埼玉県	一般	堀兼根岸線	狭山市柏原（狭山環状道路終点）～狭山市根岸（407号との交差点）
477	2	埼玉県	一般	東武動物公園停車場線	杉戸町杉戸（下高野杉戸線との交差点）～杉戸町杉戸（4号との交差点）
478	2	埼玉県	補国	国道140号	深谷市田中（深谷嵐山線との交差点）～深谷市黒田（国道140号バイパスとの交差点）
479	2	埼玉県	補国	国道463号	航空自衛隊入間基地～入間市役所
480	2	埼玉県	主要	春日部松伏線	松伏町松伏2370-5～松伏町松伏2454-1
481	2	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	小川町大字高谷1386-4～小川町大字小川450-4
482	2	埼玉県	主要	川越日高線	川越市大字小仙波字雑敷890-1～川越市大字小仙波字雑敷934-2
483	2	埼玉県	主要	練馬所沢線	所沢市下安松（川越所沢線との交差点）～所沢市東所沢和田（練馬所沢線との交差点）
484	2	埼玉県	主要	川越坂戸毛呂山線	坂戸市にっさい花みず木2丁目8-6～坂戸市善能寺253-4
485	2	埼玉県	主要	加須北川辺線	加須市柏戸（354号との交差点）～加須市柏戸（佐野古河線との交差点）
486	2	埼玉県	主要	深谷東松山線	滑川町羽尾2662-1～東松山市石橋133-2
487	2	埼玉県	主要	越谷流山線	越谷市大成町7丁目412-1～吉川市大字吉川1516-5
488	2	埼玉県	主要	さいたま鴻巣線	北本市石戸宿（国道17号上尾道路との交差点）～北本市石戸宿（北里大学メディカルセンター）
489	2	埼玉県	主要	日高川島線	日高市山根（飯能寄居線の交差点）～埼玉医科大学国際医療センター
490	2	埼玉県	一般	川越越生線	鶴ヶ島市大字三ツ木177-4～鶴ヶ島市大字三ツ木179-9
491	2	埼玉県	一般	越谷八潮線	越谷市下間久里（越谷野田線の交差点）～越谷市東大沢3丁目（国道4号の交差点）
492	2	埼玉県	一般	蕨停車場線	蕨市北町2丁目3819-2～蕨市北町2丁目37-1
493	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	熊谷市筑波（17号との交差点）～熊谷市末広（熊谷市道との交差点）
494	2	埼玉県	一般	加須菖蒲線	加須市三保2丁目（125号との交差点）～加須市睦町（加須停車場線との交差点）
495	2	埼玉県	一般	越谷川口線	越谷市南越谷1丁目2932-2～越谷市新越谷2丁目17-1
496	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	鳩山町大豆戸2937-1～坂戸市善能寺253-4
497	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	ときがわ町大字玉川1431-3～ときがわ町玉川1614-1
498	2	埼玉県	一般	次木杉戸線	杉戸町深輪391-16～杉戸町椿326-1
499	2	埼玉県	一般	小川町停車場線	小川町大字大塚33-10～小川町大字小川100-1
500	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	秩父郡小鹿野町小鹿野字石井戸2696-1～秩父郡小鹿野町下小鹿野字北扶桑原2114-1
501	2	埼玉県	一般	横瀬停車場線	秩父郡横瀬町大字横瀬字十一番4484-3～秩父郡横瀬町大字横瀬字十一番4480-2
502	2	埼玉県	一般	ふじみ野朝霞線	富士見市鶴馬1丁目17-20～富士見市鶴馬1丁目11-32
503	2	埼玉県	一般	赤浜小川線	寄居町牟礼1148番～寄居町牟礼
504	2	埼玉県	一般	菅谷寄居線	寄居町牟礼1489番～深谷市荒川154番
505	2	埼玉県	一般	菅谷寄居線	嵐山町志賀554-1～小川町中爪263-1
506	2	埼玉県	一般	阿佐間幸手線	加須市間口715-1～久喜市高柳
507	2	埼玉県	一般	三芳富士見線	富士見市鶴馬1800-1～三芳町藤久保781-1
508	2	埼玉県	一般	堤根杉戸線	杉戸町清地2丁目239-1～杉戸町清地2丁目274-1

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
509	2	埼玉県	一般	下早見菖蒲線	久喜市菖蒲町昭和沼23～久喜市菖蒲町昭和沼22
510	2	埼玉県	一般	加須停車場線	加須市大門町（加須市役所入口交差点）～加須市睦町（加須菖蒲線との交差点）
		計		116路線（二次）	148区間

(資料編Ⅱ-2-3-3) 緊急用河川敷道路の一覧表

管理者	道路種別	路線名	区 間	延長 (km)	備考
国土交通省	緊急用河川敷道路	江戸川右岸	春日部市西金野井(金野井大橋)～三郷市高州4丁目	26.3	
国土交通省	緊急用河川敷道路	荒川左岸	笹目橋～芝川水門 (舟戸町～元郷2丁目 暫定整備区間 1.2k 含む)	8.9	
国土交通省	緊急用河川敷道路	荒川右岸	笹目橋～羽根倉橋	8.4	
国土交通省	緊急用河川敷道路	荒川左岸	笹目橋～上江橋 (一部未整備区間有り)	12.8	

(資料編Ⅱ-2-3-4) 交通施設の状況

(令和6年4月1日現在)

道路種別	路線数	実延長(km)	舗装済(km)	砂利道(km)	橋梁(m)	トンネル(m)
一般国道	14	837.8	823.4	14.4	42,285	14,435
主要地方道	90	1,250.2	1,239.7	10.5	40,573	2,655
一般県道	245	1,214.8	1,213.5	1.3	25,699	3,521
計	349	3,302.8	3,276.6	26.2	108,557	20,611

※道路現況調書による

(資料編Ⅱ-2-3-5) 緊急通行車両等以外の車両通行止表示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## (資料編Ⅱ-2-3-6) 緊急通行車両等の確認事務処理要領

### 緊急通行車両等の確認事務処理要領

#### (目的)

**第1条** この要領は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第12条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第39条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (緊急通行車両等の要件)

**第2条** 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項の各号)の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号(大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第21条第1項の各号)の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生への防止又は軽減を図るための措置に関する事項

3 国民の保護のための措置のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第3項の各号)の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

- (3) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- (4) 運送及び通信に関する措置
- (5) 国民の生活の安定に関する措置
- (6) 被害の復旧に関する措置

#### (確認機関)

**第3条** 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

2 前項に規定するもの以外の関係車両の確認については、各警察署長が行う。

3 緊急やむを得ない場合等においては、前2項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第3又は第22条に掲げる支部長又は第22条に掲げる現地災害対策本部長に充てられる者が確認を行うことができる。

#### (確認)

**第4条** 第2条の規定による確認は、関係車両の使用者（以下「使用者」という。）の申出により、その都度行うものとする。

2 前項の申出受理は、緊急通行車両確認申出書（様式第1）又は緊急輸送車両確認申出書（様式第8）によるものとする

#### (事前届出)

**第5条** 第3条に規定する車両のうち、緊急通行車両等事前届出済証（様式第5の2）（以下「届出済証」という。）の交付を受けている使用者から第4条の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認するものとする。

#### (標章及び証明書の交付)

**第6条** 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条の2及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の2の規定による緊急通行車両等の標章（様式第2）及び緊急通行車両確認証明書（様式第3）又は緊急輸送車両確認証明書（様式第9）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

2 標章等の有効期限は交付の日から起算して5年後の日とする。

#### (標章等の記載事項変更)

**第7条** 標章等の交付を受けた者から標章等の記載事項に変更が生じた旨の申出があったときは、交付した標章等とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（様式第6）又は緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（様式第11）及び変更した事項を確認できる書類を提出させ、所要の手続きを経て申出者に変更後の標章等を交付するものとする。

#### (標章等の再交付)

**第8条** 標章等の交付を受けた者から標章等を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した旨の申出があ

ったときは、標章等とともに（残存する場合に限る。）緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（様式第7）又は緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書（様式第12）を提出させ、所要の手続きを経て申出者に標章等を交付するものとする。

なお、標章等の有効期限は、再交付前のものを引き継ぐこととする。

#### （使用者等に対する指導等）

**第9条** 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする。

- (1) 緊急交通路を通行する際は、交付した標章を車両のダッシュボード上等外部から見やすい位置に掲出すること
- (2) 標章等は、当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること
- (3) 標章等を不正に使用しないこと
- (4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと
  - ア 緊急通行車両等として使用されるものでなくなったとき
  - イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき
  - ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき
  - エ 緊急通行車両等が廃車になったとき

#### （標章等の整理）

**第10条** 各確認機関は、標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両確認証明書交付簿（様式第4）及び緊急輸送車両確認証明書交付簿（様式第10）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月9日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

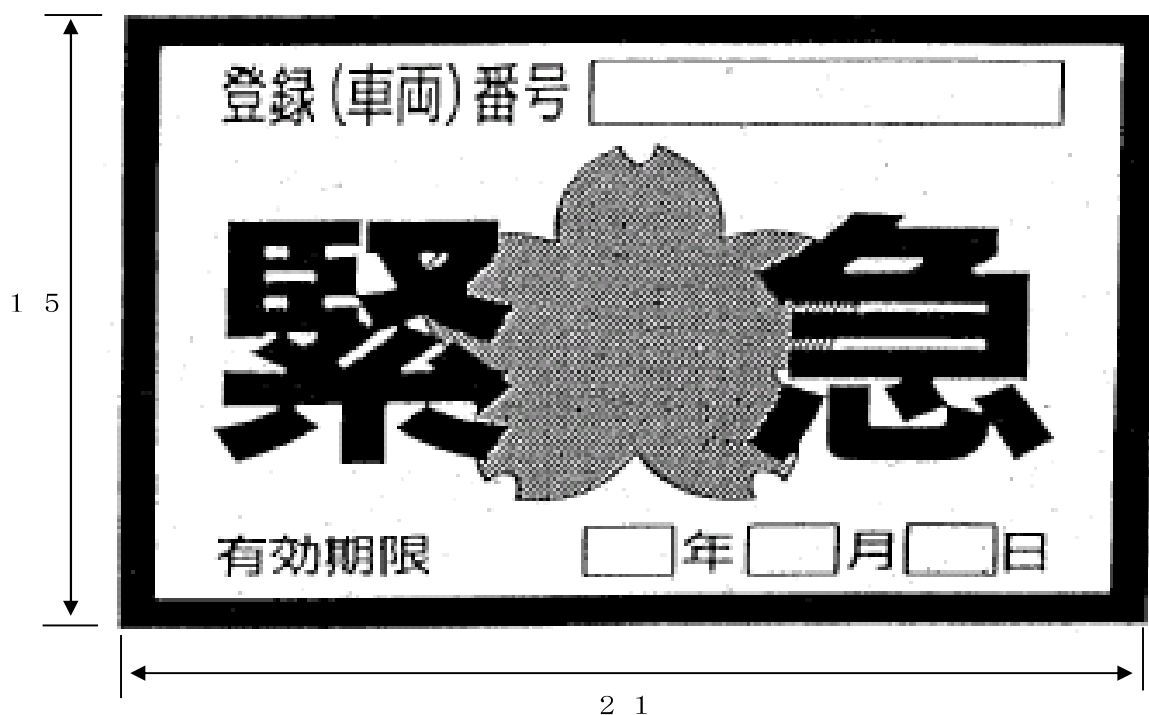
なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

様式第1

令和 年 月 日	
埼玉県知事 殿	
緊急通行車両確認申出書	
申出者 住所 氏名	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）	関係法令 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <input type="checkbox"/> 警報の発令、伝達、避難勧告指示 <input type="checkbox"/> 消防、水防その他の応急措置 <input type="checkbox"/> 被災者の救難、救助、その他の保護 <input type="checkbox"/> 児童、生徒の応急教育 <input type="checkbox"/> 施設、設備の応急復旧、整備点検 <input type="checkbox"/> 清掃、防疫等保健衛生措置 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、交通規制、秩序維持 <input type="checkbox"/> 緊急輸送、通信確保の措置 <input type="checkbox"/> 食糧、医薬品その他の物資の確保 <input type="checkbox"/> 国民生活安定に関する措置 <input type="checkbox"/> 輸送人員、品名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
活動地域	
車両の 使用者	住所   ( ) 局 番
氏名 又は 名称	
緊急 連絡	住所   ( ) 局 番
氏名	
備考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第 2



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3

<p style="font-size: 2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">埼玉県知事 ㊟</p>	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両あつては、輸送人員又は品名）	関係法令 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <input type="checkbox"/> 警報の発令、伝達、避難勧告指示 <input type="checkbox"/> 消防、水防その他の応急措置 <input type="checkbox"/> 被災者の救難、救助、その他の保護 <input type="checkbox"/> 児童、生徒の応急教育 <input type="checkbox"/> 施設、設備の応急復旧、整備点検 <input type="checkbox"/> 清掃、防疫等保健衛生措置 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、交通規制、秩序維持 <input type="checkbox"/> 緊急輸送、通信確保の措置 <input type="checkbox"/> 食糧、医薬品その他の物資の確保 <input type="checkbox"/> 国民生活安定に関する措置 <input type="checkbox"/> 輸送人員、品名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
活動地域	
車両の 使用者	住所   ( ) 局 番
氏名 又は 名称	
有効期限	
備考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。



様式第5の1

様式第5の2

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 平成 年 月 日 (あて先) 埼玉県知事 申請者 機関等の所在地(住所) 機関等の名称 氏名 印 電話 ( ) 【担当係 (担当者)】		第 号 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 埼玉県知事 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策	
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。		

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第 6

<p>年 月 日</p> <p>埼玉県知事 殿</p> <p>緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書</p> <p>申出者 住 所</p> <p>氏 名</p>	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7

年            月            日	
埼玉県知事    殿	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備                    考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。



様式第9

第		号	年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書				
埼玉県知事 印				
番号標に表示されている番号				
輸送人員又は品名		輸送人員又は品名( ) <input type="checkbox"/> 地震予知情報の伝達、避難勧告指示 <input type="checkbox"/> 消防、水防その他の応急措置 <input type="checkbox"/> 応急救護、その他保護 <input type="checkbox"/> 施設、設備の整備及び点検 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、交通規制、社会秩序維持 <input type="checkbox"/> 緊急輸送の確保 <input type="checkbox"/> 食糧、医薬品その他の物資の確保 <input type="checkbox"/> 清掃、防疫その他保健衛生措置 <input type="checkbox"/> 地震災害の防止又は軽減措置		
活動地域				
車両の使用者	住所	( ) 局 番		
	氏名又は名称			
有効期限				
備考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。



様式第11

年 月 日	
埼玉県知事 殿	
緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第12

年 月 日	
埼玉県知事 殿	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(資料編) II-2-3-7 鉄道施設の応急対策要領

1 東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)

ア 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

イ 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

ウ 運転規制

(ア) 地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

- a 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。(埼京線については、18カイン以上)
- b 6カイン以上12カイン未満の場合、貨物列車は25km/h以下、それ以外の列車は35km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。(埼京線については9カイン以上18カイン未満)
- c 6カイン未満の場合、特に運転規制は行わない。(埼京線については9カイン未満)

※カイン(Kine)は、速度の単位。1カイン=1Cm/秒

(イ) 列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- a 迂回又は折り返し運転
- b バス代行又は徒歩連絡
- c 臨時列車の特発

エ 大地震(震度6弱以上)発生時の対応

(ア) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、及び各駅箇所直ちに対策本部を設置する。

(イ) 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

## 2 西武鉄道（株）

### ア 基本方針

地震による被害を最小限度にとどめ、かつ旅客の安全を確保するため、平時より地震発生時における旅客並びに運転取扱い方について災害対策規程により周知徹底させておく。また、災害発生時には対策本部（社長）を設置し早期復旧を図り輸送の確保に努める。

### イ 応急対策

地震発生時には災害対策規程並びに鉄道事故処理要領に基づき対処するよう定めてあるが、災害が発生した場合の体制は、以下のとおりである。

- (ア) 社長を長とする災害対策本部を設置し、情報を的確に把握し復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。
- (イ) 駅所長は災害の発生に備えて以下の事項を実施する。
  - a 要員の招集範囲及び方法の作成
  - b 応急処置及び復旧の訓練
  - c 係員に対し旅客の誘導方法、避難所及び負傷者の救出方法等について周知徹底させる。

### ウ 地震発生時の列車の取扱い

運転司令は地震が発生した時、自社の地震計を基準にし列車の運転が危険と判断したときは、列車無線により列車の停止手配を取る。また、状況の入手に努め、駅所長の状況報告に基づきその状況に応じて次により列車運転を再開する。

- (ア) 震度4未満の場合は、運転再開を指令する。震度4のときは、一旦停止後55km/h以下で次駅または先行列車が停止している位置まで注意運転する。震度5弱のときは、一旦停止後25km/h以下で次駅または先行列車が停車していた位置まで注意運転する。震度5強以上の時は、電気司令長および施設司令長に要注意箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度5強を観測したときに限り（高麗～西武秩父間を除く）、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を15km/h以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令する。
- (イ) 事故復旧に際し救護の必要があると認めたととき、運輸部、電気部、工務部、建設部及び車両部の各部長は内規により第1種、第2種、第3種招集を行い速やかに復旧に努める。
- (ウ) 通信連絡態勢
  - 通信連絡は指令電話、鉄道電話、情報伝達有線放送、沿線電話、列車無線、保守無線、衛星電話及び加入電話を使用する。
  - 電話回線が不通となった場合は、速やかに復旧に努めるため、復旧資材は定められた箇所に常に整備しておく。
- (エ) 復旧用資材の確保
  - 各所長は復旧に要する資材、器具等について定められた場所に常に整備しておく。

### 3 東武鉄道（株）

#### ア 基本方針

計画の目的を達成するため、大規模地震発生時の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

#### イ 応急対策

##### (ア) 災害時の活動組織の編成計画

###### a 災害対策本部

大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。

###### b 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。

###### c 災害対策総本部

aの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合、当社関係都県に警戒宣言が発令された場合又は震度6以上の地震が発生した場合は、本社に災害対策総本部を設置する。

##### (イ) 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

###### a 列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知したとき、列車の一旦停止を指令する。
駅長の取扱い	強い地震を感知し運転上危険を認めたとときで、運転指令者から指令がないか、または指令が受けられないときは、列車の運転を見合せ、至急その状況を運転指令者に報告する。
乗務員の取扱い	地震を感知した乗務員は、すみやかに列車を安全な箇所へ停止し、異常の有無を確かめる。

###### b 施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行わない必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

###### c 電気指令の取扱い

東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（高圧配電線については自動切替送電する。）

##### (ウ) 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続により処理をする。

##### (エ) 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置をおこなうためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

##### (オ) 旅客に対する避難誘導計画

a 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

b 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

#### 4 埼玉新都市交通（株）

##### ア 災害応急措置

###### (ア) 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生する恐れのあるときは、災害対策本部を設置し旅客の安全及び輸送の確保に努める。

###### (イ) 情報連絡体制

災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、鉄道電話、列車無線、IP 無線及び保守無線等の通信設備を活用して情報の収集伝達に努める。

###### (ウ) 災害応急措置

- a 運転事故等復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧活動を行う。
- b 被害状況及び措置について関係機関及び乗客に対して広報に努める。

##### イ 地震発生時の初動措置

###### (ア) 運転の基準

- a 地震警報器に震度 4 以上の表示があったときは、直ちに全列車を一時停止する。
- b 震動がなくなったときは、次の取扱いによる。
  - (a) 震度 4 のとき、毎時 20 キロメートル以下の注意運転をする。
  - (b) 震度 5 弱以上のとき、線路、電車線路及び保安装置の点検終了後、運転を再開する。

###### (イ) 運転士の措置及び対応

- a 運転中に強い地震を感知するか又は運輸指令長から地震のため一時停止するよう指令を受けたときは、直ちに列車を停止させる。
- b 列車を停止させた時は、運輸指令長に状況を報告しその後の運転の指示を受ける。また、毎時 20 キロメートル以下の注意運転の指令を受けたときは、途中の線路状況等を運輸指令長に報告する。
- c 乗客に状況を車内放送により知らせる。

###### (ウ) 乗客の避難誘導

- a 列車が駅に停止している場合は、乗客を降車避難させる。
- b 列車が駅間の途中に停止している場合は、運輸指令長の指示により安全を確認し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させ避難させる。

## 5 秩父鉄道（株）

### ア 基本方針

震災発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧に当たる。

### イ 応急体勢

#### (ア) 通信連絡体勢

運転指令所と各駅は指令電話により連絡する。各駅長は各列車の乗務員に連絡する。災害発生の場合、事故速報の伝達経路に従い関係者に速報する。

#### (イ) 列車運転体勢

運転指令所は強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、震度階により以下の取扱いをする。

震度5弱以上のときは、線路係員の点検終了まで運転を中止する。

震度4の場合は、時速25キロメートル以下での運転を指示する。ただし指定点検箇所は線路係員が点検の上、異常のないことを確かめるまで列車を進入させない。

#### (ウ) 応急復旧体勢

防災規程並びに運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

## 6 埼玉高速鉄道（株）

### ア 基本方針

地震が発生した場合、旅客及び社員の安全確保と被害の軽減及び拡大防止に努め、応急処置を含む事故処置と迅速かつ的確な復旧により輸送の確保を図る。

### イ 応急対策

地震により被害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故・災害等対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

### ウ 地震発生時の取扱い

#### (ア) 地震計による運転規制等

地震計に震度の表示があった場合、運転取扱実施基準により以下のとおり運転規制等を行う。

##### a 震度4以上

全列車を一旦停止させた後、先発列車のあった駅まで25 km/h以下の注意運転で線路等の異常を確認する。異常のない場合は運転規制を解除する。

##### b 震度5以上

運転見合わせ、鉄道施設の巡回点検を行う。異常のない場合は、先発列車のあった駅まで25 km/h以下の注意運転で線路等の異常の有無を確認する。異常のない場合は運転規制を解除する。

#### (イ) 早期地震警報システムの運転取扱い

地震警報装置に震度4以上の表示があり全列車を一旦停止させた後、到達予想時刻を1分経過しても地震計に表示がない場合、又は震度3以下の場合は運転を再開する。

(ウ) 乗務員の取扱い

運転中に異常な動揺、線路の蛇行、架線の動揺等により地震を感知し危険と認めた場合は、直ちに列車等を停止させた後、指令所長に状況を報告して指示を受ける。

7 首都圏新都市鉄道（株）

ア 基本方針

旅客の安全確保及び被害を最小限に防止するとともに、輸送の確保を図るものとする。

イ 応急対策

(ア) 活動態勢

a 対策本部の設置

地震により災害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき対策本部長が本社に対策本部、被災地に現地本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

b 通信連絡体制

災害が発生した場合は、被災状況を速やかに把握し、指令電話、列車無線、鉄道電話、沿線電話等を利用して、別に定める情報伝達経路により関係箇所に連絡する。  
また、必要に応じて自治体、消防、警察機関及び関係機関に連絡する。

(イ) 初動措置

a 運転規制

震度5弱（計測震度4.5以上5.0未満）

全列車一旦停止後、先行列車が在線していた位置まで3.5km/h以下の徐行運転

震度5強以上（計測震度5.0以上）

全列車運転停止、安全が確認できるまで運転見合わせとする。

ただし駅間に停止した列車の乗務員は総合指令所長の指示により、線路、電車線路、車両、周囲の状況等を確認し、列車の移動に支障がないと認めた場合、1.5km/h以下で最寄り駅まで移動させることができる。ただし、地上区間の駅間に停止した列車の移動については、震度6強以下のときに限る。

b 乗務員の対応

列車の運転

列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合又は総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車及び周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。

旅客への対応

災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行う。

c その他の措置

総合指令所長は、震度や被害等の把握に努め、適切な指示を行う。

施設・電気管理所長は、注意箇所の点検を行う。なお、震度5強以上と認めたときは、至急巡視を行う。

## (資料編Ⅱ-2-3-8) 下水道応急資材・器具備蓄場所

流域名	施設名	所在地及び現況		応急資材・器具類
		所在地等	自家発電施設 有 無	
荒川左岸南部 流域下水道	日進中継ポンプ場	さいたま市北区日進町3-339-1	有	土のう袋
	鴨川中継ポンプ場	さいたま市大宮区三橋2-440	有	土のう袋
	南部中継ポンプ場	さいたま市南区辻8-27-16	有	土のう袋
	荒川中継ポンプ場	さいたま市桜区田島7-2-23	有	土のう袋
	三崎中継ポンプ場	さいたま市浦和区三崎66	有	土のう袋
	指扇中継ポンプ場	さいたま市西区宝来729	有	土のう袋
	芝中継ポンプ場	川口市芝下2-29-10	有	土のう袋
	さいたま新都心浄化プラント	さいたま市見沼区上山口新田508-1	有	土のう袋
	荒川水循環センター	戸田市笹目5-37-14	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
荒川左岸北部 流域下水道	鴻巣中継ポンプ場	鴻巣市上谷1879-1	有	土のう袋
	桶川中継ポンプ場	桶川市上日出谷9	有	土のう袋
	川里中継ポンプ場	鴻巣市屈巢字上谷田7013	無	—
	元荒川水循環センター	桶川市小針領家939	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
荒川右岸 流域下水道	富士見中継ポンプ場	富士見市水子2934-1	有	土のう袋
	川島南中継ポンプ場	川島町伊草56-1	有	土のう袋
	川島北中継ポンプ場	川島町上伊草1196	有	土のう袋
	吉見中継ポンプ場	吉見町荒子1271	有	土のう袋
	川越浄化プラント	川越市大仙波1233	無	土のう袋
	新河岸川水循環センター	和光市新倉6-1-1	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
	新河岸川上流水循環センター	川越市大仙波1287	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
中川 流域下水道	春日部中継ポンプ場	春日部市大場28	有	土のう袋
	中川水循環センター	三郷市番匠免3-2-2	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
古利根川 流域下水道	栗橋中継ポンプ場	久喜市島川204-1	有	土のう袋
	鷺宮中継ポンプ場	久喜市西大輪1317-2	有	土のう袋
	清久中継ポンプ場	久喜市清久町8-1	有	土のう袋
	東中継ポンプ場	久喜市東4-10-27	有	土のう袋
	古久喜中継ポンプ場	久喜市古久喜191-2	有	土のう袋
	河原井中継ポンプ場	久喜市河原井町80	有	土のう袋
	古利根川水循環センター	久喜市吉羽772-1	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
利根川右岸 流域下水道	小山川水循環センター	本庄市東五十子382-1	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
市野川 流域下水道	市野川水循環センター	滑川町大字月輪字窪田521-6	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
	小川中継ポンプ場	小川町大字下里字上田中1004-2	有	土のう袋
荒川上流 流域下水道	荒川上流水循環センター	深谷市菅沼984	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
	寄居中継ポンプ場	寄居町大字赤浜字宮ノ前311-1	有	土のう袋

# 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

### (大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

## 第2章 平常時の対策

### (災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社) 日本下水道協会
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

\* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

#### (ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事) は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

#### (ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

#### (ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

#### (企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

### 第3章 下水道対策本部

#### (下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

#### (下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長  
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- (2) 下水道対策本部員
  - ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
  - イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。
  - ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当  
当局部長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、  
第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定され  
ている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他  
の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

**(下水道対策本部の業務)**

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第  
11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請す  
ることができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意  
するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定  
する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの  
支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うも  
のとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、  
災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

**(国土交通省の役割)**

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を  
図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地  
方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

#### (支援体制の確立及び応援活動)

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

#### (前線基地)

第 13 条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

### 第 4 章 その他

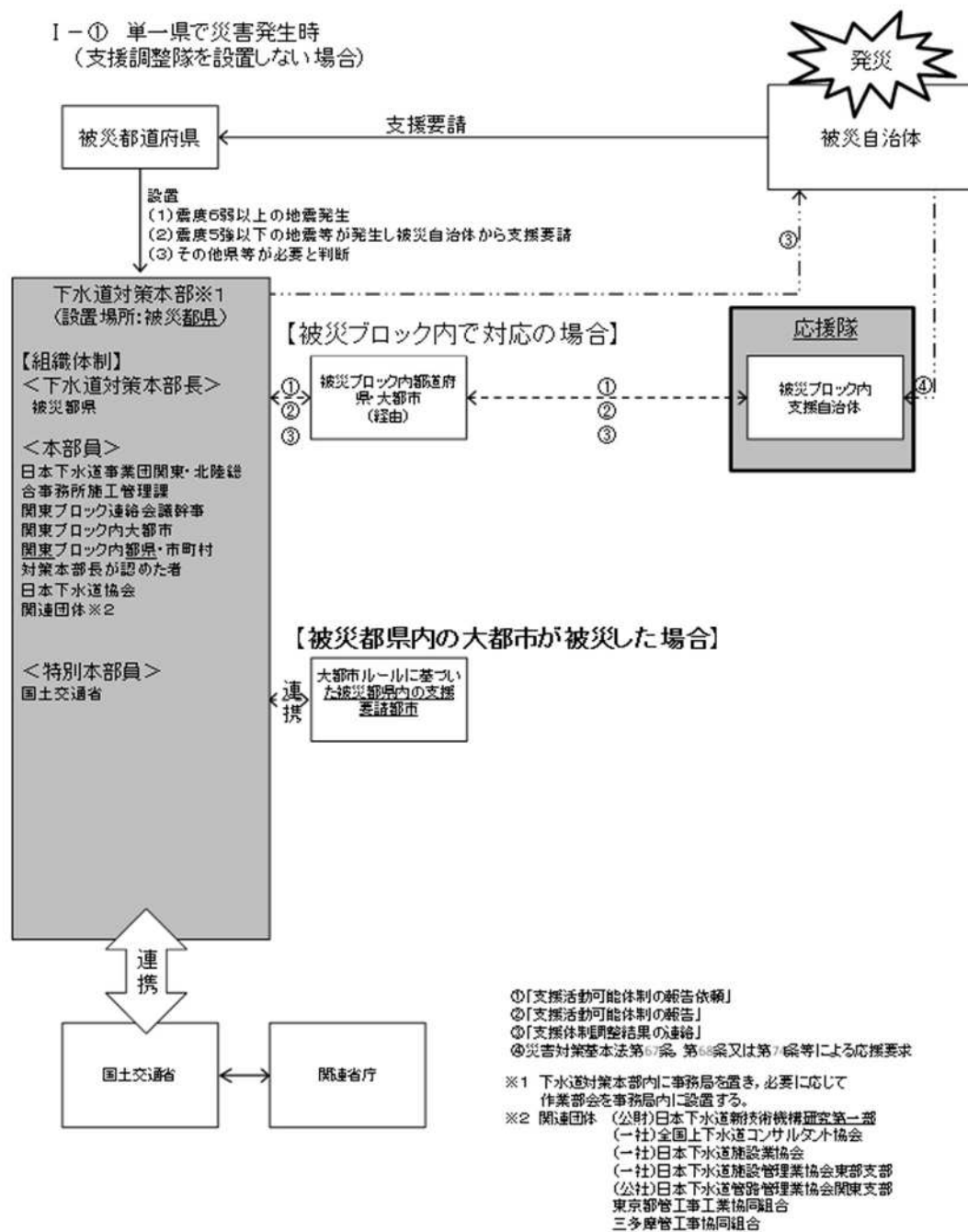
#### (ブロックルールの改定等)

第 14 条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

#### 附則

- 1 このルールは、平成 20 年 8 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成 22 年 8 月 4 日 一部改定
- 4 平成 26 年 5 月 16 日 一部改定
- 5 平成 30 年 4 月 2 日 一部改定

参考資料-1 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー



I 単一県で災害発生時  
(支援調整隊を設置した場合)

